

兵庫県公報

平成27年12月14日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例 (職員課)	1
規 則	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則(職員課)	5

公布された法令のあらまし

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例**(条例第45号)
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、地方公務員等共済組合法等に規定する共済年金制度が厚生年金保険法に規定する厚生年金保険制度に統一されたこと等に
伴い、次の条例について所要の整備を行うこととした。
- 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
 - 2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
 - 3 職員の退職手当に関する条例
 - 4 公立学校職員等の退職手当に関する条例
 - 5 職員の再任用に関する条例
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**(規則第48号)
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正により、同条例による年金たる補償又は休業補償(以下「年金等の補償」という。)に併せて、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等による共済年金が支給される場合は、年金等の補償の額を調整しないとされること等に伴い、年金等の補償に係る請求書の様式等について所要の整備を行うこととした。

条 例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第45号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第1条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和39年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24	0.86
--------	---	------

	年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）	
	国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）	0.88
	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金	0.75
	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金	0.75
	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83
	国民年金法による障害基礎年金	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	0.84
	国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	旧船員保険法による遺族年金	0.80
	旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80
	旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第3条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第3項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を次のように改める。

--	--	--

障害厚生年金等	0.86
国民年金法による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附則第3条第4項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
	障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金
障害補償年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第7条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

（職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

- (1) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第3条第2項
- (2) 公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）第3条第2項

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第4条 職員の再任用に関する条例（平成13年兵庫県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次項から附則第4項までの規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
(年金たる補償及び休業補償に係る経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の学校医等条例」という。）附則第3条及び第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の議員等条例」という。）附則第7条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「学校医等条例」という。）第17条の2に規定する年金たる補償又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「議員等条例」という。）第4条の2第1項に規定する年金たる補償（以下「年金たる補償」という。）及び学校医等条例第6条に規定する休業補償又は議員等条例第5条第1項第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第178条第2項に規定する改正前国共済法による職域加算額又は改正前地共済法による職域加算額の受給権者が同一の事由により同項に規定する障害厚生年金、遺族厚生年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の議員等条例附則第7条第1項の規定は、適用しない。
- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の学校医等条例附則第3条又は第2条の規定による改正前の議員等条例附則第7条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の学校医等条例又は改正後の議員等条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第48号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

本則、附則、別表及び様式（様式第5号（裏）の部〔注意事項〕4、様式第6号（裏）の部〔注意事項〕4、様式第8号（裏）の部〔注意事項〕2及び様式第16号（3面）の部〔注意事項〕3(2)を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

様式第5号（裏）の部〔注意事項〕2中「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の右に「(以下「条例」という。)」を加え、「同条例施行規則」を「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」に改め、同部〔注意事項〕4を次のように改める。

- 4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求者が請求する休業補償と同一の事由により条例附則第7条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「_____の被保険者である」のにレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に条例附則第7条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面で報告すること。

様式第6号（裏）の部〔注意事項〕4を次のように改める。

- 4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求者が請求する障害補償年金と同一の事由により議会の

議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第7条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 _____ の被保険者である」のにレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る障害補償年金の支給決定後に条例附則第7条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面で報告すること。

様式第8号（裏）の部〔注意事項〕2を次のように改める。

2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第7条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 _____ の被保険者であった」のにレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る遺族補償年金の支給決定後に条例附則第7条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面で報告すること。

様式第8号（裏）の部〔注意事項〕3中「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

様式第16号（3面）の部〔注意事項〕3(2)を次のように改める。

(2) この年金と同一の事由によって条例附則第7条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合
様式第17号から様式第18号までの規定中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。